

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 **綱川 智**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年10月23日(月)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年10月24日(火) 午前10時(受付開始:午前8時30分)

2. 場 所 千葉市美浜区中瀬二丁目1番 幕張メッセ 幕張イベントホール

3. 目的事項 **報告事項** 第178期(自2016年4月1日至2017年3月31日)事業報告及び連結計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項 第1号議案 第178期(自2016年4月1日至2017年3月31日)計算書類承認の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

株主総会へご出席の場合



株主総会

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

株主総会へご欠席の場合



郵送

株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年10月23日（月）午後5時15分までに到達**するようご返送願います。



インターネット

別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(▶30ページ及び31ページ)をご参照の上、賛否をご投票願います。

ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第178期報告書のとおりであります。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の [□当社ウェブサイト](#) にその内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、[□当社ウェブサイト](#) にて開示いたしております。
- 本招集ご通知の英訳は、[□当社ウェブサイト（英文）](#) に掲載しております。

[□当社ウェブサイト](#)

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

[□当社ウェブサイト（英文）](#)

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

以上

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,216,475 個

2. 議案及び参考事項

第1号議案

第178期（自2016年4月1日至2017年3月31日） 計算書類承認の件

① 提案の理由等

当社の会計監査人は、別添の第178期報告書の「独立監査人の監査報告書」における「限定付適正意見の根拠」（73ページ）に記載のとおり、第178期（自2016年4月1日至2017年3月31日）において、当社の連結子会社であったウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」といいます。）の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（以下「TNEH（UK）」といいます。）及び東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社（以下「TNEH（US）」といいます。）の株式の評価減を計上し、損益計算書の特別損失の海外原子力事業撤退損失に338,704百万円を含めて計上した会計処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しておらず、当該損失が適切な期間に計上されていないことによる計算書類及びその附属明細書に与える影響は重要であるとして、当該監査報告書において除外事項を付した限定付適正意見を示しました。

つきましては、会社法第438条第2項に基づき、第178期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

当社は、WECによるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下「S&W」といいます。）の買収に伴う損失の計上に関して、2016年12月から7か月にわたり、外部専門家による調査をはじめ、様々な対応を実施してまいりましたが、第178期以外の期でS&Wに係る損失を追加認識すべき具体的な証拠は検出されておりません。取締役会といたしましては、第178期事業年度におけるWECの持株会社であるTNEH（UK）及びTNEH（US）の株式の評価減の計上は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、第178期の計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと確信しております。

なお、前任の会計監査人である新日本有限責任監査法人からは、当社とPwCあらた有限責任監査法人から聴取した事実関係の範囲では、前事業年度である第177期に係る無限定適正意見の監査意見を修正

する原因となる可能性のある事実は識別されていないとの見解を得ています。また、監査委員会は、同様に、WECの持株会社2社の株式の評価減の計上を前事業年度に計上すべきとする理由はないとの見解を述べており、その内容は、別添の第178期報告書の「計算関係書類及び会計監査報告に係る監査報告書」（75ページ）に記載のとおりです。

② 提案の内容

計算書類の内容は、別添の第178期報告書（50ページから68ページまで）に記載のとおりであります。前記のとおり、取締役会といたしましては、第178期の計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと判断しております。

第2号議案 取締役10名選任の件

① 提案の理由等

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、10名を選任いたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の決定に当たって、指名委員会は、各取締役候補者が別途指名委員会の定める「取締役指名基準」（社外取締役においては「社外取締役の独立性基準」を含みます。）の各要件に合致し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断いたしました。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性基準」の具体的内容は5ページに記載のとおりです。

取締役指名基準

取締役の選任に関する議案の内容の決定に当たっては、次の基準を満たし、かつ執行に関する監視・監督及び経営戦略の方向性の決定の職責を適切に果たすことが出来る者を選定するものとする。

- ① 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ② 遵法精神に富んでいること
- ③ 業務遂行上健康面で支障の無いこと
- ④ 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- ⑤ 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- ⑥ 社外取締役にあつては、法律、会計、企業経営などの各分野における専門性、識見および実績を有していること

社外取締役の独立性基準

指名委員会は、株式会社東京証券取引所等の国内の金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各号のいずれかに該当する者は、独立性を有しないと判断する。

- ① 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の議決権を、現在、当社が10%以上保有している場合。
- ② 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社が、現在、当社の議決権の10%以上を保有している場合。
- ③ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社と当社との取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、当該他社又は当社の連結売上高の2%を超える場合。
- ④ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、現在、当社が当社の総資産の2%以上の資金を借り入れている金融機関の業務執行取締役、執行役又は使用人であった場合。
- ⑤ 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けている場合。また、当該社外取締役が所属する団体が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、法律、会計、税務の専門家又はコンサルタントとして、当社からその団体の年間収入の2%を超える報酬を受けている場合。
- ⑥ 当該社外取締役が、現在若しくは過去3年間において業務を執行する役員若しくは使用人として在籍していた法人、又は本人に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、1,000万円を超える場合。
- ⑦ 当該社外取締役が、現在又は過去3年間において、業務執行取締役、執行役又は使用人として在籍していた会社の社外役員に、現在、当社の業務執行役員経験者がいる場合。
- ⑧ 当該社外取締役が、現在又は過去5事業年度における当社の会計監査人において、現在又は過去3年間に代表社員、社員又は使用人であった場合。

② 提案の内容

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数)	指名委員会出席率 (出席回数)	監査委員会出席率 (出席回数)	報酬委員会出席率 (出席回数)
1	つなかわ さとし 綱川 智	代表執行役社長	100% (24/24回)	—	—	—
2	ひらたまさ よし 平田 政善	代表執行役専務、 財務管理部・主計部担当 (CFO)	100% (24/24回)	—	—	—
3	ののだてる こ 野田 晃子	監査委員会委員、 報酬委員会委員	100% (24/24回)	—	100% (18/18回)	100% (4/4回)
4	いけだこう いち 池田 弘一	指名委員会委員、 報酬委員会委員	96% (23/24回)	88% (7/8回)	—	100% (4/4回)
5	ふるたゆう き 古田 佑紀	報酬委員会委員長、 監査委員会委員	100% (24/24回)	—	100% (18/18回)	100% (4/4回)
6	こばやし よし みつ 小林 喜光	指名委員会委員長、 報酬委員会委員	83% (20/24回)	100% (8/8回)	—	100% (4/4回)
7	さとうりょう じ 佐藤 良二	監査委員会委員長 (常勤)、 指名委員会委員	100% (24/24回)	100% (8/8回)	100% (18/18回)	—
8	まえだ しん ぞう 前田 新造	取締役会議長、 指名委員会委員、 報酬委員会委員	96% (23/24回)	88% (7/8回)	—	100% (4/4回)
9	あきば しんいちろう 秋葉 慎一郎	代表執行役副社長、 インフラシステム所管	—	—	—	—
10	さくら い なお や 櫻井 直哉	執行役上席常務、 法務部担当、 監査委員会室長	—	—	—	—

(注) 各取締役候補者の取締役会及び各委員会の出席率は、2016年度の出席状況を記載しております。

候補者
番号 1

つなかわ さとし
綱川 智

再任



- 生年月日：1955年9月21日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本総会終結時)
- 地位及び担当：代表執行役社長
- 略歴
 - 1979年4月 当社入社
 - 2013年10月 ヘルスケア事業開発部長
 - 2010年6月 東芝メディカルシステムズ(株)代表取締役社長(2014年6月まで)
 - 2014年6月 執行役上席常務
 - 2015年9月 取締役、代表執行役副社長
 - 2016年6月 取締役、代表執行役社長、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：76千株

出席率(2016年度)

取締役会 ▶ 100% (24/24回)

取締役候補者とした理由

2016年6月から執行役社長として経営を担い、現在は財務基盤の早期回復と強化、当社グループ組織運営の強化に取り組んでおります。

執行役社長の立場で取締役会に参画することで、当社グループの企業価値最大化とガバナンス強化を進め、すべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引するため、さらに、現下の厳しい経営状況のもと、課題に継続性をもって対処するためにも、指名委員会において取締役候補者として決定しました。

候補者
番号 2

ひらた まさよし
平田 政善

再任



- 生年月日：1958年9月17日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本総会終結時)
- 地位及び担当：代表執行役専務、財務管理部・主計部担当(CFO)
- 略歴
 - 1981年4月 当社入社
 - 2015年9月 取締役、代表執行役上席常務
 - 2012年6月 東芝テック(株)取締役、執行役員
 - 2016年6月 取締役、代表執行役専務、現在に至る。
 - 2013年6月 同社取締役、常務執行役員
- 所有する当社の株式数：34千株

出席率(2016年度)

取締役会 ▶ 100% (24/24回)

取締役候補者とした理由

グローバルな財務、経理に関する幅広い実績と識見を有し2015年9月からCFOの職責を担い、現在は財務基盤の早期回復と強化に取り組んでおります。

CFOの立場で取締役会に参画することで、当社の財務基盤の早期回復とすべてのステークホルダーからの信頼回復に向けた経営を牽引するため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1939年1月3日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本總會終結時)
- 地位及び担当：監査委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴

1961年3月 当社入社(1963年8月まで)	2001年7月 中央青山監査法人辞職、金融
1971年7月 監査法人中央会計事務所入所	庁証券取引等監視委員会委員
1975年3月 公認会計士登録	(2007年7月まで)
1985年5月 監査法人中央会計事務所代表社員	2009年3月 中越パルプ工業(株)監査役(2015
1992年8月 日本公認会計士協会会計制度委員	年6月まで)
1997年11月 公認会計士第2次試験試験委員	2009年5月 (株)レナウン監査役(2013年5月まで)
(2000年10月まで)	2015年9月 当社取締役
	2016年6月 当社社外取締役、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：17千株

出席率(2016年度)	
取締役会	▶ 100% (24/24回)
監査委員会	▶ 100% (18/18回)
報酬委員会	▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての幅広い実績と企業会計に関する高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1940年4月21日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本總會終結時)
- 地位及び担当：指名委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴

1963年4月 朝日麦酒(株)(現アサヒグループ	2000年3月 同社専務執行役員
ホールディングス(株)入社	2001年3月 同社専務取締役
1996年3月 同社取締役	2002年1月 同社代表取締役社長
1997年3月 同社常務取締役	2006年3月 同社代表取締役会長
1999年3月 同社専務取締役	2010年3月 同社相談役、現在に至る。
	2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
アサヒグループホールディングス(株)相談役
住友化学(株)社外取締役
- 所有する当社の株式数：0株

出席率(2016年度)	
取締役会	▶ 96% (23/24回)
指名委員会	▶ 88% (7/8回)
報酬委員会	▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1942年4月8日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本総会終結時)
- 地位及び担当：報酬委員会委員長、監査委員会委員
- 略 歴
 - 1969年4月 検事任官
 - 1993年4月 法務大臣官房審議官
 - 1998年7月 宇都宮地方検察庁検事正
 - 1999年9月 最高検察庁検事
 - 1999年12月 法務省刑事局長
 - 2002年8月 最高検察庁刑事部長
 - 2003年9月 最高検察庁次長検事(2004年12月まで)
 - 2005年8月 最高裁判所判事(2012年4月まで)
 - 2012年8月 弁護士登録、現在に至る。
 - 2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：2千株

出席率(2016年度)	
取締役会	▶ 100% (24/24回)
監査委員会	▶ 100% (18/18回)
報酬委員会	▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

法律の専門家としての幅広い実績と企業法務やコーポレート・ガバナンスに関する高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1946年11月18日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本総会終結時)
- 地位及び担当：指名委員会委員長、報酬委員会委員
- 略 歴
 - 1974年12月 三菱化成工業(株)入社
 - 2003年6月 同社執行役員
 - 2005年4月 同社常務執行役員
 - 2006年6月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役
 - 2007年2月 三菱化学(株)取締役
 - 2007年4月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役社長、三菱化学(株)取締役社長
 - 2012年4月 三菱化学(株)取締役会長(2017年3月まで)
 - 2015年4月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長、現在に至る。
 - 2015年9月 当社社外取締役、現在に至る。
- 重要な兼職の状況
 - (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長
 - (株)地球快適化インスティテュート取締役会長
 - 公益社団法人経済同友会代表幹事
 - 一般社団法人産業競争力懇談会理事長
- 所有する当社の株式数：0株

出席率(2016年度)	
取締役会	▶ 83% (20/24回)
指名委員会	▶ 100% (8/8回)
報酬委員会	▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1946年12月7日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本總會終結時)
- 地位及び担当：監査委員会委員長(常勤)、指名委員会委員

■ 略 歴

- | | | | |
|----------|---------------------------|----------|----------------------------------|
| 1969年4月 | 日興証券(株)(現SMBC日興証券(株))入社 | 2001年6月 | 監査法人トーマツ東京地区業務執行社員 |
| 1971年10月 | 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 | 2004年6月 | 同法人東京地区代表社員兼東京地区経営執行社員 |
| 1975年2月 | 公認会計士登録 | 2007年6月 | 同法人包括代表(CEO) |
| 1978年1月 | Touche Rossニューヨーク事務所 | 2010年11月 | 有限責任監査法人トーマツシニアアドバイザー(2011年5月まで) |
| 1979年9月 | Touche Rossロンドン事務所 | 2015年9月 | 当社社外取締役、現在に至る。 |
| 1983年5月 | 等松青木監査法人パートナー | | |

■ 重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社社外監査役

- 所有する当社の株式数：8千株

出席率(2016年度)

取締役会	▶ 100% (24/24回)
監査委員会	▶ 100% (18/18回)
指名委員会	▶ 100% (8/8回)

社外取締役候補者とした理由

公認会計士、監査法人CEOとしての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。



- 生年月日：1947年2月25日生
- 取締役在任期間：2年1か月(本總會終結時)
- 地位及び担当：取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員

■ 略 歴

- | | | | |
|---------|----------------|---------|------------------|
| 1970年4月 | (株)資生堂入社 | 2013年4月 | 同社代表取締役会長、執行役員社長 |
| 2003年6月 | 同社取締役、執行役員 | 2014年4月 | 同社取締役会長 |
| 2005年6月 | 同社代表取締役、執行役員社長 | 2014年6月 | 同社相談役、現在に至る。 |
| 2011年4月 | 同社代表取締役会長 | 2015年9月 | 当社社外取締役、現在に至る。 |

■ 重要な兼職の状況

(株)資生堂相談役
 ユアサ商事(株)社外取締役
 学校法人資生堂学園理事長
 公益財団法人東京観光財団理事長
 東京商工会議所副会頭

- 所有する当社の株式数：0株

出席率(2016年度)

取締役会	▶ 96% (23/24回)
指名委員会	▶ 88% (7/8回)
報酬委員会	▶ 100% (4/4回)

社外取締役候補者とした理由

大企業の経営者としての幅広い実績と高い識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っていることから、指名委員会において社外取締役候補者として決定しました。

候補者
番号 9

あきば しんいちろう
秋葉 慎一郎

新任



- 生年月日：1956年8月1日生
- 地位及び担当：代表執行役副社長、インフラシステム所管
- 略 歴
1979年4月 当社入社
2013年10月 執行役上席常務
2011年6月 東芝エレベータ(株)代表取締役社長
2016年6月 代表執行役副社長、現在に至る。(2014年3月まで)
- 重要な兼職の状況
東芝インフラシステムズ(株)代表取締役社長
- 所有する当社の株式数：61千株

取締役候補者とした理由

社会インフラ事業を中心にグローバルに幅広い実績と識見を有し、2016年6月から社会インフラ事業全般を所管し、同事業の強化に取り組んでおります。取締役会に参画することで、今後の社会インフラ事業を中核とした当社の経営を牽引するため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。

候補者
番号 10

さくらい なおや
櫻井 直哉

新任



- 生年月日：1957年1月9日生
- 地位及び担当：執行役上席常務、法務部担当、監査委員会室長
- 略 歴
1980年4月 当社入社
2015年9月 執行役常務
2007年6月 提携法務部長
2016年6月 執行役上席常務、現在に至る。
2013年10月 法務部長
- 所有する当社の株式数：32千株

取締役候補者とした理由

法務に関する幅広い実績と識見を有し、2015年9月から法務・リスクマネジメント全般を担当するとともに、監査委員会を補佐し当社のガバナンス強化に取り組んでおります。取締役会に参画することで、適切なガバナンスに基づく経営を牽引するため、指名委員会において取締役候補者として決定しました。

(注) 当社は、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造の6氏との間で会社法第423条第1項の責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、6氏が再任された場合は継続する予定であります。

1. 取締役会議長

第2号議案が承認された場合、取締役会議長については以下の予定であります。

取締役会議長：小林喜光

2. 委員会の構成等

第2号議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下の予定であります。

なお、各委員会の構成について、指名委員会は、各委員会とも独立社外取締役で構成することとし、また、監査委員会は、財務・経理に関する監査実務に知見を有する者を含み、かつ、財務・法律・経営について高い専門性を有する独立社外取締役を含めて構成することとし、委員選定に当たっては、これらに配慮いたしました。

指名委員会：池田弘一（委員長）、小林喜光、佐藤良二、前田新造

監査委員会：佐藤良二（委員長、常勤）、野田晃子、古田佑紀

報酬委員会：古田佑紀（委員長）、野田晃子、池田弘一、小林喜光、前田新造

① 株式譲渡を行う理由等

当社グループは、ウェスチングハウス社グループの米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続に関連した多額の損失を計上したことを主因として2017年3月期に係る連結貸借対照表において債務超過に陥るなど、財務体質が大幅に悪化したため、全てのステークホルダーからの信頼回復に向け、財務基盤の早期回復と強化に取り組んでおります。

このような中、当社は、メモリ事業の機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じてメモリ事業の更なる成長を図るとともに、メモリ事業への外部資本導入を円滑に進めるため、2017年4月1日付けで、当社のメモリ及び関連製品の開発、製造、販売事業及びその関連事業に関する権利義務の一部を、会社分割により当社の完全子会社である東芝メモリ株式会社（以下「対象会社」といいます。）に承継しました。そして、当社の借入金の返済原資の確保及び財務体質回復のため、複数の候補先との間で入札手続による対象会社の株式の売却手続を進めてまいりましたが、①対象会社の評価額、②今後のメモリ事業の安定的な成長への影響（顧客やサプライヤとの関係、国内雇用確保の観点を含む）、③各国の競争法当局の承認が得られる蓋然性、④その他各国当局の承認が得られる蓋然性、また⑤2018年3月末までの株式売却の実行の確度等を総合的に勘案した結果、2018年3月末までの本件株式譲渡の実行の確度を高め、2017年度末までの当社財務体質回復の可能性をできる限り追求する観点からBain Capital Private Equity, LP（そのグループを含み、以下「ベインキャピタル」といいます。）を軸とする企業コンソーシアムを売却先として選定し、このたび、取締役会において、ベインキャピタルを軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社Pangea（以下「譲受会社」といいます。）に対して対象会社の全株式を譲渡（以下「本件株式譲渡」といいます。）するため譲受会社との間で株式譲渡契約（以下「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議しました。本件株式譲渡は、本件株式譲渡に係る各前提条件が充足又は放棄された後本件株式譲渡契約の規定に従って速やかに効力が発生することを予定しております。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡等の承認等）に従い株主の皆様へ本件株式譲渡契約についてご承認をお願いするものです。なお、会社法施行規則第134条第1項に定める算定基準日は、2017年10月31日としております。

また、当社は、対象会社の本件株式譲渡後における安定的な事業の移管等を企図して、譲受会社に対して3,505億円の再出資を行うことを予定しております。対象会社が新たな経営体制の下で独立した企業として発展することに資するべく、配当その他の経済的利益は当社がこれを保持しつつ、対象会社の経営上の独立性を担保するため、当社は、対象会社の普通株式の一部に係る議決権行使につき、中立的な機関であり産業の競争力の強化等を目的として活動するとともに譲受会社への将来的な資本参加を検討する意向を表明する株式会社産業革新機構及び株式会社日本政策投資銀行に対して指図権（注）を付与することを予定しております。

（注）議決権行使に関する指図権とは、株式に係る議決権行使に関する具体的な方法を当該株式の保有者とは異なる第三者が当該保有者に対して指図する権限をいいます。但し、当社は指図内容にかかわらず、合理的な範囲で、自らの判断により議決権を行使する権利を留保しております。

② 本件株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は、以下のとおりです。なお、本件株式譲渡契約の原文は英語であり、英語と日本語の文法及び表現技法等の差異に対応するため、全体の趣旨を損なわない範囲で表現を調整している箇所があります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められた各前提条件が充足されること等を条件として、本件株式譲渡に係る各前提条件が充足又は放棄された日の属する月の翌月の最初の営業日（但し、当該最初の営業日の少なくとも11営業日前までに各前提条件が充足又は放棄されていない場合には翌々月の最初の営業日。また、2018年2月15日から同年3月23日までの間に各前提条件が充足又は放棄された場合には同年3月30日）をもって、当社が保有する対象会社の発行済株式の全てを譲受会社に譲渡致します。

(1) 取引の内容	a. 当事者： 売主：株式会社東芝、買主：株式会社Pangea b. 譲渡対象株式： 対象会社の株式の全部 c. 本件株式譲渡実行日： 本件株式譲渡に係る各前提条件が充足又は放棄された日の属する月の翌月の最初の営業日（但し、当該最初の営業日の少なくとも11営業日前までに各前提条件が充足又は放棄されていない場合には翌々月の最初の営業日。また、2018年2月15日から同年3月23日までの間に各前提条件が充足又は放棄された場合には同年3月30日）
-----------	---

<p>(2) 譲渡価格、価格調整</p>	<p>a. 譲渡価格：</p> <p>① 2兆円。但し、本件株式譲渡契約に定める算定方法に従い両者が合意する想定純負債額、想定運転資本額、想定累積設備投資額（注）を前提とした金額であり、想定額と実績額との間の差異については、本件株式譲渡実行後に譲渡価格を調整する。</p> <p>② また、NANDフラッシュメモリに関するFlash Partners有限会社、Flash Alliance有限会社及びFlash Forward合同会社（以下この3社を総称して「JV」といいます。）の株式又は持分を売主から対象会社に譲渡する取引（以下「本JV株式等移管」といいます。）が本件株式譲渡実行までに完了していない場合には、本件株式譲渡実行日の属する月の前月末日（但し、本件株式譲渡実行日が2018年3月30日である場合には、2018年3月30日。以下「譲渡価格基準日」といいます。）における当該株式及び持分の推定価値を控除する。</p> <p>③ 売主は、本件株式譲渡の実行を条件として、譲受会社の株式を譲渡価格のうち3,505億円を現物出資する方法により引き受ける。</p> <p>（注）設備投資には、JVによる設備投資のうち、当社が実質的に負担する部分を含みます。</p> <p>b. 価格調整：</p> <p>純負債額、運転資本額及び累積設備投資額を調整対象とする。</p> <p>① 本件株式譲渡実行時点では、本件株式譲渡実行日の5営業日前までに売主が買主に通知する純負債額、運転資本額及び累積設備投資額の譲渡価格基準日における推定額を用いて、純負債額、運転資本額及び累積設備投資額の想定額と推定額の差額を調整して当初譲渡価額を算出し、買主は売主に対して当初譲渡価額を支払う。</p> <p>② 本件株式譲渡実行後に、所定の手続を経て譲渡価格基準日における純負債額、運転資本額及び累積設備投資額（並びに本JV株式等移管が本件株式譲渡実行までに完了していない場合には当該株式及び持分の価値）の実績額を確定し、それを基準に最終譲渡価額を算出し、当初譲渡価額との差額を当事者間で精算する。</p>
----------------------	---

(3) 前提条件

a. 両当事者の本件株式譲渡実行義務の前提条件：

- ① ブラジル、中国、欧州連合、日本、韓国、メキシコ、フィリピン、台湾、トルコ及び米国で必要とされる競争法当局承認が取得されていること。
- ② 国家安全保障承認が取得されていること（本件株式譲渡に関して、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第27条第1項に基づき買主により事前届出が提出され、外為法第27条第2項に規定する待機期間（関連する国家機関により短縮又は延長されることがある。）が、本件株式譲渡の変更・停止命令が関連する国家機関により発出されることなく、満了していることをいいます。）。
- ③ 上記の他、管轄権を有する国家機関（仲裁廷その他国家機関に準ずる機関を含む。）が、(i) 有効であり、かつ (ii) 本件株式譲渡を違法とし又はその他の形で本件株式譲渡の完了を禁止若しくは妨げる効力を有する法令・命令等を制定、発行、公布、執行又は登録していないこと。

b. 買主の本件株式譲渡実行義務の前提条件：

- ① 売主の表明保証が、本件株式譲渡契約締結日時点及び本件株式譲渡実行日の時点で、真実かつ正確であること。但し、かかる表明保証のいずれかが真実かつ正確でないことが、重大な悪影響を及ぼしておらず、かつ重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想されない場合を除く。
- ② 売主が、本件株式譲渡実行の時点で本件株式譲渡契約におけるあらゆる誓約、合意及び義務を、あらゆる重要な点において、履行及び遵守していること。
- ③ 会社法第467条第1項第2号の2において要求される場合、売主が、本件株式譲渡契約について、会社法第467条第1項第2号の2に従い、売主の株主総会の承認を取得していること。
- ④ 譲渡対象株式に設定された担保権等を有する貸付人が、本件株式譲渡実行の完了時に譲渡対象株式に設定された全ての担保権等を放棄することに同意していること。
- ⑤ 本件株式譲渡契約締結日以降、それぞれ単独で又は合算して、重大な悪影響が発生し又は重大な悪影響が発生することが合理的に予想され得る一切の事由、変更、事実、状態又は状況が発生しておらず、本件株式譲渡実行の時点において、かかる一切の事由、変更、事実、状態又は状況が存在しないこと。なお、疑義を避けるために付言すると、本件株式譲渡実行の前までに本JV株式等移管が完了していない事実は、かかる事由、変更、事実、状態又は状況を構成しない。

	<p>c. 売主の本件株式譲渡実行義務の前提条件：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買主の表明保証が、本件株式譲渡契約締結日の時点及び本件株式譲渡実行日の時点で、あらゆる重要な点において、真実かつ正確であること。 ② 買主が、本件株式譲渡実行の時点で本件株式譲渡契約におけるあらゆる誓約、合意及び義務を、あらゆる重要な点において、履行及び遵守していること。
<p>(4) 主要な義務</p>	<p>a. 双方の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前提条件の充足と本件株式譲渡の実行に向けた双方の合理的な最善努力義務 ② リース投資家からの本件株式譲渡の実行に向けた関連する承諾を取得するための売主の最善努力義務及びそのために必要となる行為についての買主の合理的な協力義務 ③ 本件株式譲渡実行後における公租公課等に関する協力義務 ④ 買主の資金調達に向けた最善努力義務等 <p>b. 売主の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本件株式譲渡実行日の45日前までの海外版社の再編完了 ② 本件株式譲渡実行前のメモリ事業遂行に関する遵守事項（通常事業運営の継続、対象会社の株式の売却・処分に関する買主以外の者との協議禁止など） ③ 取締役会・株主総会による本件株式譲渡契約の承認 ④ 一定の第三者からの同意取得に係る合理的な最善努力義務 ⑤ 本件株式譲渡実行後のITサービス等の移行サービスの提供 ⑥ 移管未了のメモリ事業資産がある場合の本件株式譲渡実行後の協力義務 ⑦ 本件株式譲渡実行後3年間の競業禁止義務、2年間の従業員勧誘禁止義務 ⑧ 本件株式譲渡実行前の特許ライセンス契約等の付随契約の締結 <p>c. 買主の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一定の法域における競争法上の届出義務 ② 競争法上の競争法当局承認取得に向けた努力義務 ③ 本件株式譲渡実行後1年間の雇用・雇用条件維持 ④ 本件株式譲渡実行後1年間で商号における「東芝」の使用を終了する義務 ⑤ 投資ストラクチャー、出資構成の原則変更禁止 ⑥ 本件株式譲渡実行後の年金・健康保険の新制度の構築、及び、本件株式譲渡実行後2年以内における新制度への移行義務

<p>(5) 解除</p>	<p>a. 本件株式譲渡実行日までに限り、かつ、以下の場合に限り、本件株式譲渡契約は解除可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 双方の書面による合意 ② 本件株式譲渡が実行されないまま2018年3月31日（又は当事者が別途合意した日）を経過した場合には、売主に、2018年6月30日を経過した場合には各当事者に契約解除権が発生。但し、同日までに本件株式譲渡が実行されなかった原因が一方の当事者による本件株式譲渡契約における義務の違反にあるときは、当該当事者は当該解除権を行使できない。 ③ 一方の当事者が本件株式譲渡契約における表明保証、義務又は合意に違反し、前提条件（表明保証の真実性・正確性に係るもの及び義務履行に係るもの）の不充足を招く場合であって、それが書面による通知の受領後30日以内（又は、残存する是正期間にかかわらず、買主による違反の場合は、2018年3月31日まで、若しくは本件株式譲渡契約が2018年3月31日までに解除されていない場合は2018年6月30日まで）に是正されないときは、他方当事者に契約解除権が発生。但し、他方当事者が本件株式譲渡契約の重大な違反状態にある場合を除く。 <p>b. 上記a.②によって2018年6月30日以降に本件株式譲渡契約が解除された場合において、(a) 解除がなされた時点までに競争法当局承認取得の前提条件又は国家安全保障承認取得の前提条件以外の全ての前提条件が充足されており、かつ、(b) 売主が本件株式譲渡契約における義務を重要な点において遵守しているときは、買主は100億円の支払義務を負担する。</p>
---------------	--

<p>(6) 補償</p>	<p>a. 売主は、以下の損失等について補償義務を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ①表明保証の違反、②本件株式譲渡契約における義務の不履行、又は、③本件株式譲渡実行前の公租公課等に起因して買主又はその関係者に生じた損失等 ✓ ④米国国際貿易委員会（以下「USITC」といいます。）による調査、⑤一定の訴訟等、又は、⑥一定の特許ライセンス契約の相手方当事者からの請求に起因して買主又は（本件株式譲渡実行後は）対象会社グループ会社に生じた損失等 ✓ ⑦本件株式譲渡がNANDフラッシュメモリに関する合併事業に関連する契約（以下「JV関連契約」といいます。）の条件の違反を構成するとの請求（売主とサンディスク社との間のカリフォルニア州サンフランシスコ郡上級裁判所における訴訟（関連する上訴を含む）若しくは国際仲裁裁判所における仲裁手続を含みます。）に起因して買主、買主への出資者及びこれらの各関係者又は（本件株式譲渡実行後は）対象会社グループ会社に生じた損失等 <p>b. これらの補償義務は以下の制限に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 請求可能期間：①（表明保証違反）は本件株式譲渡実行から16か月（但し、基礎的な表明保証の違反に関しては時効期間満了後60日以内）、③（公租公課等）は本件株式譲渡実行から4年間、④（USITC調査）、⑤（訴訟等）及び⑥（特許ライセンス関連）は本件株式譲渡実行から3年間 ✓ 1件当たりの請求可能金額の下限：①（表明保証違反。但し、基礎的な表明保証の違反を除く。）、③（公租公課等）及び⑤（訴訟等）はそれぞれ1億円 ✓ 請求可能金額の下限：①（表明保証違反。但し、基礎的な表明保証の違反を除く。）及び⑤（訴訟等）は累計が50億円を超えた場合、総額につき請求可能 <p>c. 請求可能金額の上限：①（表明保証違反。但し、基礎的な表明保証の違反を除く。）、④（USITC調査）、⑤（訴訟等）、⑥（特許ライセンス関連）は累計して500億円を上限とする。①（表明保証違反）のうち基礎的な表明保証の違反及び③（公租公課等）は本件株式譲渡契約に基づく他の請求金額と累計して最終譲渡価額に相当する額を上限とする。⑦（JV関連契約違反関係）は500億円を上限とする。</p>
---------------	--

(7) 表明保証	<p>a. 売主の表明保証の項目：設立及び存続・組織関連文書、契約締結権限、法令等との抵触の不存在・必要となる同意の不存在、株式・株式に対する権利、子会社、計算書類等、知的財産権、資産・資産の十分性、重要な契約等、公租公課等、法令遵守、反社会的勢力、訴訟等、雇用・福利厚生、許認可、環境、製造物責任、国際商取引法遵守、贈収賄防止法令遵守、本件株式譲渡に関する仲介者の不存在、不動産、会社分割手続 なお、これらのうち、設立及び存続・組織関連文書、契約締結権限、法令等との抵触の不存在・必要となる同意の不存在、株式・株式に対する権利、子会社、会社分割手続は、基礎的な表明保証とする。</p> <p>b. 買主側の表明保証の項目：設立及び存続、契約締結権限、法令等との抵触の不存在・必要となる同意の不存在、反社会的勢力、自己資金の充分性・資金調達の確実性、本件株式譲渡に関する仲介者の不存在</p> <p>c. 開示別紙において開示又は除外した事項は、表明保証から除外する。</p>
(8) 算定基準日	会社法施行規則第134条第1項に定める算定基準日は、2017年10月31日とする。

③ 株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、対象会社の全株式を譲受会社に対して約2兆円（以下「本件株式譲渡価額」といいます。）で譲渡致します。

当社においては、対象会社の株式の譲渡に当たり、入札手続を実施した上で、複数の潜在的な買主候補者との間で相当期間に亘る度重なる協議を行った結果として、ベインキャピタルを軸とする企業コンソーシアムを買主候補者に選定し、同企業コンソーシアムとの間で、更に慎重に協議・交渉を重ね、同企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である譲受会社と本件株式譲渡価額を含む本件株式譲渡契約の内容について合意に至りました。本件株式譲渡価額はこのような経緯で決定されたものであること、対象会社の経営成績及び財政状態、各国の競争法当局その他各国当局の承認が得られる蓋然性など様々な要素を考慮した上での2018年3月末までの株式売却の実行の確度、今後のメモリ事業の安定的な成長への影響等を総合的に勘案し、本件株式譲渡により当社が受け取る対価は妥当であると判断しております。

4 譲渡する子会社の概要

(1) 名称	東芝メモリ株式会社	
(2) 所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 成毛 康雄	
(4) 事業内容	メモリ及び関連製品（SSDを含みます。）の開発、製造、販売事業及びその関連事業	
(5) 資本金	100億円	
(6) 設立年月日	2017年2月10日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社東芝 100%	
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	当社は当該会社の発行済株式の100%を直接保有しています。
	人的関係	当社の執行役1名が当該会社の取締役就任しております。
	取引関係	メモリ及び関連製品の売買その他の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当致します。
(9) 当該会社の直近の経営成績及び財政状態（注）		
決算期	2017年3月31日	
純資産	10百万円	
総資産	10百万円	
1株当たり純資産	10,000円	
売上高	0円	
営業利益	0円	
経常利益	0円	
当期純利益	0円	
1株当たり当期純利益	0円	
1株当たり配当金	0円	

(注) 対象会社は、2017年2月10日に設立され、当社から同年4月1日付けでメモリ事業を承継するまで事業を行っていなかったものであり、2017年3月期（2017年2月10日から同年3月31日まで）に係る経営成績及び財政状態の数値としては、当該事業を行っていなかった期間に係る数値を記載しております。

⑤ 株式譲渡の相手先の概要

本件株式譲渡の譲渡先は、ベインキャピタルを軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である譲受会社であり、2017年9月20日時点の概要は以下のとおりです。

なお、譲受会社からの説明によると、譲受会社は、以下のとおり本件株式譲渡に必要な資金を調達する予定とのことです。

譲受会社には、本件株式譲渡の実行までに、当社の再出資分3,505億円を含め、ベインキャピタル及び韓国SK hynixが組成する会社（組合その他これに準ずる事業体を含みます。）、HOYA株式会社並びに当社が総額9,575億円を出資（※1）して譲受会社の普通株式又は転換型優先株主（※2）を取得し、海外企業連合が総額4,425億円を出資（※1）して譲受会社の社債型優先株式（※3）又は転換型優先株式を取得する予定であるとのことです。加えて、譲受会社は、本件株式譲渡の実行までに、金融機関から6,000億円の借入を実行する予定であるとのことです。

（※1）出資は、各社の子会社（組合その他これに準ずる事業体を含みます。）を通じて行われる場合があるとのことです。

（※2）優先配当金等の定めがあり、普通株式を対価とする取得請求権（いわゆる普通株式転換権）を有する種類株式をいいます。

（※3）優先配当金等の定めがあり、かつ、いわゆる普通株式転換権のない種類株式をいいます。

2017年9月20日現在

(1) 名称	株式会社Pangea	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本 勇次	
(4) 事業の内容	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務	
(5) 資本金	2万5千円	
(6) 設立年月日	2017年6月16日	
(7) 大株主及び持株比率	ベインキャピタル 100% (注)	
(8) 当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 上記のとおり、本件株式譲渡の実行までに、ベインキャピタル及び韓国SK hynixが組成する会社（組合その他これに準ずる事業体を含みます。）、HOYA株式会社並びに当社が総額9,575億円を出資して譲受会社の普通株式又は転換型優先株式を取得し、海外企業連合が総額4,425億円を出資して譲受会社の社債型優先株式又は転換型優先株式を取得する予定であるとのことです。

以 上

メモ欄

Dotted lines for taking notes.

メモ欄

メモ欄

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権
行使期限

2017年10月23日（月）
午後5時15分まで

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

パスワードのお取り扱いについて

- 1 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4 パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

! ご注意事項

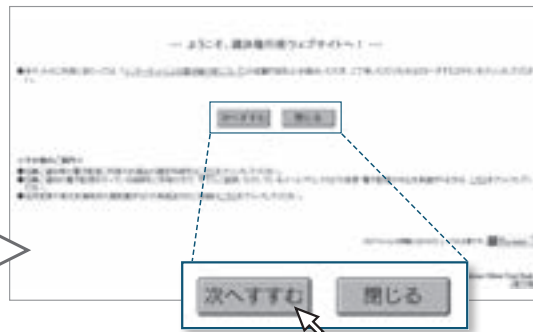
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。



アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



🔧 システムに係る条件について

(1) ハードウェアの条件

- ① インターネットにアクセスできる状態であること
- ② 画面の解像度が横800 ドット×縦600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること

(2) ソフトウェアの条件

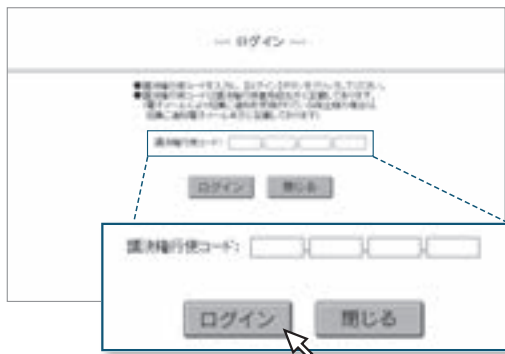
- ① マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
- ② 株主総会招集ご通知等をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※ Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

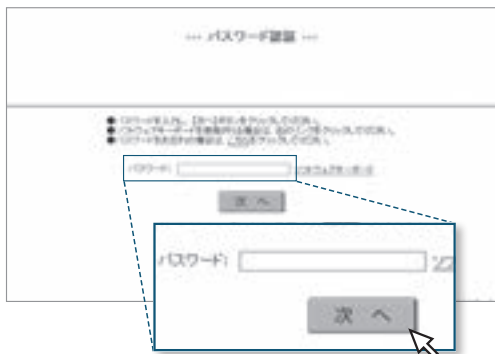
2. ログインする

お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

(3) ポップアップ機能

議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-78-6502 (午前9時～午後5時、休日を除く。)

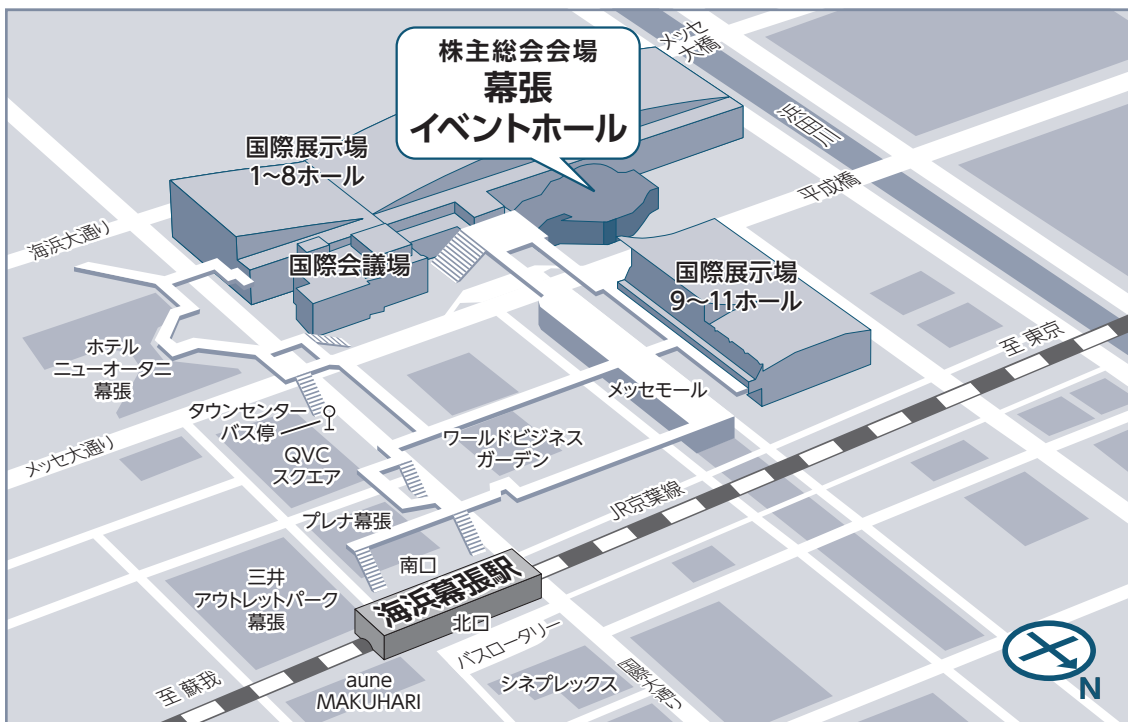
株主総会 会場ご案内図

開催日時 2017年10月24日(火) 午前10時(受付開始:午前8時30分)

開催場所 幕張メッセ 幕張イベントホール 千葉市美浜区中瀬二丁目1番

交通機関のご案内

- JR京葉線 **「海浜幕張駅」** **「海浜幕張駅」下車** 南口から徒歩約10分
(海浜幕張駅までは東京駅から約40分、西船橋駅から約20分)
- JR総武線・京成千葉線 **「幕張本郷駅」** **京成バス:「ZOZOマリンスタジアム」又は「医療センター」行き「タウンセンター」バス停下車** 徒歩約5分(幕張本郷駅から約20分)



お願い 駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。
幕張メッセ近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

お土産、お弁当はご用意いたしておりません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。